

協同の窓見

きょうどうのはっけん



第219号 2010.10

特集

いま「協同」を問い合わせ、「協同」を拓く時代へ —全国「協同」集会2010 in 四国」の成功へ！—

◎全国「協同」集会の歴史と可能性 古村 伸宏

◎全国「協同」集会 in 四国 プレ企画

第1部 講演「新しい商店街づくりから地域再生へ」 古川 康造

第2部 対談 古川 康造×大江 正章

◎「協同」集会への期待「労働と生活を結んだ中間型就労支援のネットワークへ」 久積 育郎

◎徳島プレ集会「みんなでつくり、地域を支える仕事おこし」報告 青木 未知

◎愛媛プレ集会「『住み続けたい街』に - 共助・共生のまちづくり」報告 村田 武

◎「協同労働」にこそ未来がある - 新潟「協同」集会その後 高見 優

◎広島における“協同”的実践と「協同労働」の法制化の取組み 岡村 信秀

◎全国「協同」集会実行委員会の取組み -香川県、高知県 宮崎 信義 原田 守康

●連載 主要国の憲法における協同組合規定(下) - G7・G20諸国 - 堀越 芳昭

●海外レポート

◎資料から読むイタリアの社会的経済(5) IRIS報告書に基づく、

社会的協同組合をめぐる「疑問」への回答(C.Borzaga) 田中 夏子

◎第9回 ICAアジア太平洋地域総会関連報告 梶本 木綿

協同総合研究所

JAPAN INSTITUTE OF CO-OPERATIVE RESEARCH

題字／藤原 桂州



「協同労働」にこそ未来がある

—人々が真に自由で平等、同胞愛にあふれる社会を実現するために、市民革命ルネサンス(再生)を—

高見 優(ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 専務理事、会員)

1. 「2008全国協同集会 in 新潟」から2年経過して

早いもので、2008全国協同集会から2年が経った。ささえあい生協(新潟高齢協)設立わずか2年でまだ脆弱な組織・事業運営の真最中に全国協同集会の新潟開催計画が持ち込まれ、当生協本部の狭い事務所の一角に集会事務局の机が置かれた。結果は、幸い2日間で述べ1,700人の参加を得て、県知事・新潟市長ほかの来賓を迎えた全体集会と14のテーマ別セッションを成功裏に終えることができた。



全国「協同」集会 in 新潟 全体集会

一つの終わりは、新たな次の始まりである。全国各地から多種多様の経験と知恵が集結し接触・交流することで、さまざまに

反応が呼び起され刺激を与えた。新潟集会終了後、地元参加者の中から、地域を再生し協同を拓くために新たなネットワーク形成の夢を描く者たちが集まつた。そして、約1年の準備期間を経て、協同労働の協同組合法制定の運動に呼応しようと動き始めた。

◎2009年

12月1日 第1回「協同」勉強会(21名参加)「モンドラゴン視察報告」

◎2010年

3月29日 第2回「協同」勉強会(33名参加)「協同労働の協同組合の法制化」

4月22日 第3回「協同」勉強会(26名参加)「法制化の現状と到達点」

(この日より、会の名称を「にいがた協同ネット」とし、世話人6名を選出した)

6月21日 第4回「にいがた協同ネット」(28名参加)「9/5にいがた法制化市民集会の件」

9月5日「いま地域を拓く新しい働き方『協同労働』の可能性~学習会 in にいがた」(約70名参加)^(注1)



2010年9月5日 協同労働学習会

2. 「ささえあい生協」の歩み

設立4年半で、ゼロから組合員600人(出資金2,200万円)、8事業所、事業高2億円超、職員約100名にまで急成長した。主な事業内容は、福祉～介護保険事業(小規模多機能型居宅介護、通所介護)など、仕事おこし～公共職業訓練(委託)事業、地域若者サポートステーション事業(国の委託)、コミュニティカフェ就労支援・居場所事業(ふるさと雇用再生特別基金・委託)など、生きがい～ささえあい農園、ミニコンサート、歌声喫茶、パソコンサークル、なつかし映画鑑賞会、落語会、和服リフォーム・ファッショショニショなど。また、高齢協の使命と課題である「支えられる存在から、社会を支える存在へ」「地域貢献・社会連帯」にも取り組もうとしている。

しかし事業拡大の都度、運転資金不足に見舞われ、2年ほど前から遅まきながら意識的に「協同労働」理念の浸透に取り掛かった。いわく、「全員で出資・経営・労働」、「就労組合員は給与2ヶ月分以上の出資(目標)」、「みんなが責任もって経営・運営する」等々。

現在、(各種)職員研修を毎月実施し、(法人)経営会議、(職場)職員会議の重視と民主的運営(一人一票)の徹底を図っている。

事業経営のノウハウ・経験不足で困難がいっぱいだが、皆で苦労を共有し、日々の実践・勉強で失敗を恐れず理念を高く掲げ、現実に大胆・細心・謙虚に対応し、より逞しくなれば…すばらしいことだ。初めてのことでも「難しい・辛い・怖い」でなく「やりがいがある・楽しい・面白い」という若い芽がごく少数だが現れ、少しづつ育ち始めた手応えを感じている。

3. 「協同労働」について知らない、理解できないということ

以上のように、「にいがた協同ネット」と「ささえあい生協」は少しづつ歩み始めたところであるが、そもそも「協同労働」というものについて理解できない・理念は多少分かったが確信が持てない、などの声がまだ圧倒的多数だ。起業しようと集まった人たちでさえ、事業内容や資金計画を検討する際に必要不可欠な「気構え」や「覚悟」が定まっていない人がほとんどだ。我が「ささえあい生協」においても、職員・組合員のみならず役員の「協同労働」学習・説明の場で、なかなか困難な場面に遭遇することがよくある。

これは、考えてみれば当たり前のことかもしれない。なぜなら、家族の中や学校・地域において「協同労働」の実物に会ったことがなく、民間企業や役所に就職すること以外の道があることなど、想像するこ

とさえできないからだ。多くの人は「雇用労働」しか知らず、「経営は使用者の責任で」という「常識」に凝り固まっていたことに改めて気づかされる(経営と労働の分離)。

しかし実は、「雇用労働」は歴史上さほど古いものではない。これから少し歴史を振り返り、検討してみよう。

4. 中・近世の農民と近・現代の労働者

近代以前の農民(農奴)は土地に縛られて、農産物の一部を地租として納めさせられたり、領主のため労役に駆り出されたりした。しかし農奴は、それらの義務を守つてさえいれば、子々孫々自分の保有地を耕作して得た産物を自分で消費・売買して生活することを保証されていた(経営と労働の統合)。

だから、天災や飢饉の場合を除いて生活は比較的安定しており、今日の派遣切り労働者のように住居まで失うようなことはなかった。

また農業はその性格上、水管理や農繁期の手間など協同作業が必要なため、協同して出資・経営・管理する「協同労働」の形態で行わざるを得ず、わが国でも地方では数十年前まで農業などの第一次産業就業人口が多く、「協同労働」がごく普通に行われていた(出資・経営・労働の統合)。

一方、資本主義社会の今の労働者は、かつての農奴のように土地に縛られ身分固定される不自由から解放され、雇用主と対等に契約を結んで「労働力」を売って「賃金」

を得る自由が与えられたが、しばしば苛酷な労働条件により健康・生命の危険にさらされることもあった。これに対して、労働者は団結して抵抗し、労働者を支持基盤とする政党を結成したりして闘う中で、次第に労働者の団結保障、労働条件の維持・向上、解雇の制限などの成果を勝ち取り、今日の労働法制をつくらせてきた。

しかし労働保護政策は、資本主義諸国の資本家・企業が労働者の人権を重んじて、自分の利益の取り分を減らして労働者に回したわけでもなければ、国家権力が労働者の困窮に心を痛めて、資本家・企業に対し政治的・法律的压力をかけてくれたお蔭でもない。軍事的・政治的・経済的に優位に立つ資本主義諸国が、世界の隅々から富を収奪し(新旧の帝国主義)、その一部をおこぼれとして労働者に分配したほうが何かと得策だと考えたからにすぎない。

だからその証拠に、余裕が無くなればいつでも賃下げなど労働条件を切り下げたり一方的に解雇したりという、最近よく見られる社会現象が現れたのだ。

5. なぜ、雇用労働者には経営権がない、「解雇」までされるのか?

非正規労働者と呼ばれる「派遣社員」「契約社員」等が大量に契約切れ・雇い止めで職を失い(事実上の解雇)、宿舎から即刻退居を迫られてホームレスになり、路上で寝泊りせざるを得なくなり、大きな社会問題となった。寒空の下では生命を失う恐れもある。

大企業は、彼らを低賃金・長時間・無保険労働でこき使って莫大な儲けをあげているのだから、大企業にとって（正規労働者にとっても）彼らは大恩人のはずだ。それなのに、経営者も後に残った正規労働者も、また失職した労働者でさえ、ほとんどの人が仕方ないと諦めてしまっている。世間の多くの人も、「初めからそういう契約で雇用されたのだから、文句は言えまい」と思っている。

企業の経営権は、工場や店など生産手段を所有する雇用者だけが持っており、被雇用者である労働者は「持たざる者」だから指示命令に従って労働するだけとされている（経営と労働の分離）。また、株式会社の場合、株主は会社の所有権の一部を所有するので、その持分に比例して会社経営権を持つ。

しかし昨今は、株主の多くは投資家たち（機関投資家・個人投資家等）で、会社のためというより自分の儲けのため出資しているに過ぎず、すなわち高利益・高配当の会社の株を買い集めるがそうでない低利益・低配当の会社の株はあっさり手放すという、お金儲けだけに关心があり会社経営に全く無関心な株主（出資者）がほとんどだ。日本の場合は、会社同士が互いの株を持ち合い系列化して経営の安定を図っているが、出資・経営・労働の3つがバラバラに分離しアナーキーで不健全な状態にある。企業・会社の社会的責任が問われるような不祥事な事件を起きると、無責任体制下で誰も責任を取ろうとせず素早く遁走するので大混乱に陥る（最近、しばしば「会社は

誰のものか」と問われ、株主説・経営者説などの答えが識者によって出されているが、働く者にとってはどれも意味のある論争ではない）。

以上のことからわかったことは、「持てる者」と「持たざる者」とのちがいが、出資・経営・労働を分離・分断していることだ。すなわち、「所有権」の問題。では、所有権とは何だろうか？

6. 「持てる者」と「持たざる者」との違いは、支配する・される人の関係にまで

所有権について民法206条は、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と定めている。つまり、土地であれ企業の生産手段（工場や設備）であれ、「持てる者」＝所有者だけが使用・収益・処分のすべての権利を持っている。

しかし、中・近世の「持てる者」＝封建領主の所有権は、近・現代のそれと異なり制限された所有権であった。どういうことかと言うと、「持たざる者」＝農奴であっても、領有地でどのように農業を営むかを決定する権限があった（経営権。多種多数の産物を自分で消費・売買する多角経営＝日本の「百姓」）。つまり、領主の土地領有権は、農奴が保有権を持つ範囲で、使用・収益・処分の権限を制限された所有権であったのだ。

これに対して、近・現代の「持てる者」特に企業・会社の所有権は、生産手段（工場や設備）の使用・収益・処分権に付随し

て営業・経営権を独占するだけでなく、生産手段に労働を投下して営業・経営を実際に行っている労働者の労働の仕方まで支配する権利になっている。その限りでは、単なる物権でなく事実上人に対する支配権なのだ(もっとも民法は、この人的支配権を所有権から切り離して、雇用者と被雇用者との自由な雇用契約に基づいて発生する債権として理論構成しているが)。

以上からわかるように、経営権を奪われ、労働の仕方まで支配され、時には解雇されて路頭をさ迷う現代の自由労働者のほうが、ある意味では中・近世の農奴より悲惨な状況に置かれていると言うことができる。でも、おかしいではないか? なぜなら、市民革命がめざした理念は、万人が自由かつ平等で同胞愛に結ばれた社会をめざしたはずではなかったか。

市民革命がめざした理念(「人権宣言」)は、今日ほとんど全ての国の憲法に反映されており、基本的人権の保障、平和と民主主義の社会の実現を目的としている。日本国憲法も、個人の尊厳、自由権・生存権・社会権・国民主権・平和主義・自治と民主主義・労働の権利など、さまざまな素晴らしい条文(宣言・公約)が定められている。これに反する現状があるなら、それが間違っている。

7 「狂気の時代」は、グローバリゼーションの時代に、よりいっそう加速膨張した

「世界は危機と苦難の時代の入口に立っている」、「資本主義体制それ自体がひどく

病んでいる」と規定したレイドロー報告(1980年)の記述のとおり、否、それ以上のスピードで「狂気の時代」が進行している。例えば、モノづくり大企業は外需・輸出へますます依存度を高めて各国の地場産業を破壊し、多国籍企業らは世界中の資源、すなわち石油、トウモロコシ、小麦、サトウキビなど特定の生活必需商品の先物取引に集中的に投資して荒稼ぎをし、世界中の人々の生活必需品である食料やエネルギーに深刻な悪影響を引き起こす。また、証券会社は金融工学の発達により、次々と新手の詐欺的な金融手法や金融商品を開発して、世界中から投機資金を搔き集めて空前の利益をあげたものの、米国でリーマンショックが起きるや実体経済にも一瞬にして波及し、世界株式資本主義経済の全面的崩壊という事態(恐慌)に至った訳である。

経済のグローバル化によって、人類社会どころか、地球自体が深刻な危機に陥っている。例えば、財団法人世界自然保護基金(WWF)ジャパンが公表したデータ^(注2)によると、すでに20世紀中に人類は地球1個分の生産力以上の消費をしており、現在の日本の負荷量(自然環境の持っている生産力・収容力に対する消費量・廃棄量を比較して算出した数値=エコロジカル・フットプリント)を計算し、日本と同じレベルで世界全体が大量消費を続けたら、2、3個分の地球が必要になってしまう、という。

こうした、人類・地球全体に致命的な事態に至らせている元凶について、私(たち)は、現代の株式資本主義と民主主義法治国

家の本質にあると考えている。すなわち、①(出資財産が人格を持つ)営利法人の有限責任制により、小さな危険で大きな利益が得られ、②証券取引市場の無謀な投機を容認し、③株式会社と民主主義法治国家の二法人が、運営権者(資本家・経営者と政治家・官僚)の経営責任と政治責任とを免除する仕掛けであること、などがその理由である。ここでは、紙面の都合で詳細を述べる余裕がない。興味のある方は^(注3)を参照されたい。

今こそ「市民革命ルネサンス(再生) 8. が必要～「協同労働」の理念の根底 に「人権宣言」の理念がある

市民革命が掲げた理想・理念は「人権宣言」に網羅されており、主要民主諸国の憲法にも確かに引き継がれている。しかし、「人権宣言」は階級闘争にさらされ歴史的に歪曲・改竄された結果、誤った理解により「ブルジョワ思想」の代名詞のように取り扱われてきた。

例えば、人権宣言17条の「所有権」の解釈については前記のとおり、生産手段所有の不可侵性・独占性が強調されている。しかし、宣言の起草・提案者アドリアン・デュポール^(注4)の意図は、それと真逆・正反対である。すなわち、人間社会の理想を現した宣言1条の「(生まれながらにして)権利において平等(=等しい権利を持っている)」を大前提とし、1条とタイアップして作られた宣言17条の本当の狙いは、以下のとおりだ(注3の文献により詳しい説明がある)。

「所有は不可侵で神聖な権利であるから、…所有を奪われえない」(17条)の真意は、自由権も所有権も共に万人に平等に与えられるべきだが、残念ながら現実には所有権は偏在している(持てる者と持たざる者がいる)から、公共の必要性・事前の正当な補償を条件として多く持っている者からこれを奪うことができる、というものである(しばしば問題となる土地収用事件などにおける「公共の福祉」とは、本来は、他者(弱者・持たざる者)の人権のために「強者・持てる者」の土地(所有権)を制限するという意味であって、国家権力の都合で沖縄住民など弱者の土地を取り上げることでは断じてない!)。

人権宣言の平等理念に照らせば、雇用主と被雇用者とが持つ権利も平等であるべきだから、両者は、協力して挙げた利益の分配についても、営業のために協力して行う労働の仕方についても、平等・対等の立場で協議して決めるべきである。人権宣言が言うとおり、人間は、生まれてから死ぬまで一貫して権利において平等、つまり平等の権利を持つことを基本的人権として保障されているのだから、企業・会社の営業活動の全てについて、原則としては平等に参画する権利を持っているはずである。企業・営業活動の多くは資本家・経営者だけではやれず、彼らと被雇用労働者との協力によってのみ可能だから、両者が対等の立場で協議し協力して行うべきであり、したがって両者が協力して挙げた利益の配分についても、両者が対等の立場で協議してそ

れぞれが納得する形で公平に分け合うべきなのだ。

しかし、実際にはそ�は行かない。なぜなら、市民革命以来の階級闘争の歴史の結果として現実があるからだ。しかしそれのとおり、グローバリゼーションの時代に入し資本主義体制それ自体がひどく病んでいる今日においては、混迷する状況を変革する絶好のチャンスである。

そのためには、まず、「人権宣言」、「日本国憲法」等の理念・原理・原則をしっかりと理解し身につけて理論武装し、自由・平等・同胞愛の理念に基づいて、一人ひとりの人間が個人として尊重され、尊厳を持って生きることを保障され、能力に応じて働き、働きに応じて得られるよう、事業・組織・運動を組み立てることだ。つまり、協同で出資・経営・労働(三位一体)の協同労働の協同組合を立ち上げ、自らの責任で支え合って運営するのだ。

9. 協同労働は、決して目新しいものではない

周知のように、労働市場が収縮し雇用環境がいっそう悪化している昨今、働くなくても働く場が見つからない失業者が増加している。学校を卒業してもいきなり失業する若者も多いが、これでは国家・社会を恨む者も出て来よう。なぜなら、わが国の憲法には「全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(27条)と明記されているのだから。

イタリア共和国憲法はもっと具体的だ。「イタリアは、労働に基づく民主的共

和国である」(1条)、「共和国は、労働を…保護する」(35条)、「組合の組織は自由である(登録さえすれば)」(39条)、「…私的投機の目的を有しない協同組合の社会的機能を承認する。…法律は、手工業の保護および発展を図る」(45条)、…。

我が国でも、「協同労働の協同組合法」(仮)の一刻も早い成立を望むばかりである。

ところで、協同労働は歴史上決して目新しいものでないことは、先に近・中世の農業労働にも見られることを指摘した。それ以外にも、多くの事例があるので少し紹介したい。協同労働は、地域住民が地域社会に役立つ、いわば公共的な事業を手がけることが多い。

日本には、古くから、結・講・座など、さまざまな形で「支え合いと活気のある社会」をつくるための知恵と社会技術があった。つまり、「公共」は「官」だけが担うものではなかったのである。福嶋浩彦さん(前我孫子市長、消費者庁長官)に言わせれば「公共は『市民の公共』しかない」のだ。一見過激な意見のようだが、民主主義の理念から考えれば首肯でき、私も同感である。

「新しい公共」宣言(2010/6/4)によると、江戸時代の藩校(官立)に対して全国に寺子屋が1万5千校あったこと、明治5年の学制発布の3年前、京都の町衆は「番組」という自治組織ごとに、各家庭が竈(かまど)の数相応の金額を出しあう「竈金(かまど金)」などによって、64の「番組小学校」を設立したこと、などの実例を紹介している。しかし、明治以降の近代国民国家

の形成過程で「公共」＝「官」という意識が強まり、中央政府に決定権や財源などの資源が集中し、いつしか本来の公共の心意気を失い、地域は自らが公共の主体であるという当事者意識を失って行ったとの分析をしている。

10. 協同労働 ～私が学んだ最近の事例～

企業(昭和電工)の工場廃水中のメチル水銀を原因とする新潟水俣病事件が引き起こされ、いまだに多数の被害患者が苦しむ新潟県・阿賀野川流域にあるA市の砂利協同組合。20年以上前に、私はこの組合のある役員に話を聞いたことがある(この人は、川砂利取りと砂利船運行の仕事の合間に好んで川魚を獲って多食したため、水俣病に罹患した患者だ)。この組合では、組合員が全員共同出資をし、共同で経営し交代で働いているそうだ。つまり、全員が出資者・経営者・労働者なのだ。役員も持ち回り(交代制)で、全員が同一給与にしているということだった。このような民主的なやり方で、親の世代から長年事業を円満に継続してきたと聞いた。その当時、これは地域の企業の知恵だと感心したことを覚えているが、今になってみれば、これこそ協同労働の典型の一つだろうと考えている。

本誌の読者には詳しい説明は不要だと思うが、今秋(11/13~14)開催される予定の「全国協同集会in四国」の共同代表の古川康造さん(高松丸亀町商店街振興組合・理事長)らが手がけられた事例がある。地元

住民が中心となって「まちづくり会社」を立ち上げ、商店街全体を活性化するためにさまざまなアイデアを出すなど、タウンマネジメント機能を果たす商店街再開発事業の手法がそれだ。商店街というものは、個々の商店がバラバラな考え方好き勝手にやつていてはまとまりが欠けてしまうことから、土地の所有権と使用権を分離しようと考えたのが特徴だ。

営業の自由を認めつつ、商店街という地域をどのようにつくっていくのか、店の業種を選定したり調整したりする。以前の借地権だといったん他人に土地を貸すと二度と戻らない恐れがあるので、商売を廃業した地権者がなかなか土地を貸したがらない、そのことが、シャッター街通りをつくる原因の一つとなっていた。

古川さんたちは「定期借地権」制度を活用して契約を結び、商店街の地権者たちに使用権を放棄してもらい時期が来たら必ずきちんと返還する約束をして、建物はまちづくり会社が所有して運営する。こうして、建物全体・商店街一帯を統一して運営することによって、合理的かつ体系的な運営が長期にわたって安定的にできるので、この商店街に相応しい業種を正しく配置して町づくりに大成功したというのだ。

出資・経営・労働の関係の詳細については知らないけれど、使用・収益・処分の所有権のうち使用権をはずしてもらって、関係者が互いに協力・協同して事業・組織・運動を推進するやり方は、大いに参考になると思う。

11. おわりに

レイドロー報告は、「資本主義に代わる別の選択肢を…探し求めている」とも「協同組合は…基本的には資本主義に対するひとつの代案という立場」とも述べている。私なりにその答えについても触れたいところだが、すでに紙面が尽き予定の枚数を大幅に超えてしまった。

そこで二つの書籍^(注5, 6)を参考に紹介するとともに、現在の深刻な危機を乗り越えるには、地球はあまりにも小さいので拡大再生産をやめ、人間の欲望を、地球が耐え得る限度にまで、少なくも百年前の状態にまで、各国民が平等に抑制することが必要であることを指摘するだけに留めたい。

「理論なき実践は無、実践なき理論は空」という学生時代に読んだ古い思想家の言葉を、なぜか今急に思い出した。本誌編集部より寄稿を求められ久しぶりに思考を巡らしたこと、最近の私の日常生活が経営者として日々経営実践に特化していること、などが原因なのだろう。

人々の絆を取り戻し、よい仕事を通じて地域を再生し、日本と世界を平和にし、地球の危機を救うために、「今こそ市民革命ルネサンス(再生)を！」と、くり返し強調して筆を置こう。

一人は万人のために、万人は一人のために。

脚注

注1)主催：にいがた協同ネット、後援：日本労働者協同組合連合会・協同総合研究所、協賛：

JA新潟中央会、世話人：江花和郎(連合新潟)／長崎清一(新潟県総合生協)／中村昇(新潟県労働金庫)／富沢佳恵(新潟NPO協会)／ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟／日本労働者協同組合連合会センター事業団

注2)「エコロジカル・フットプリント・レポート 日本2009」(財団法人世界自然保護基金WWFジャパン)(<http://www.wwf.or.jp>)

注3)沢登佳人「経済・政治の現状と株式資本主義・民主主義法治国家の本質」(宇宙超出45号。筆者が主宰する「宇宙超出学会」の会報、2009年2月)

注4)フランス大革命の発起人・立案者そして実戦の総指揮官で、人権宣言を起草し国民議会における提案説明した人物(裁判官)。土地の公有を革命の最終目標の一つとした一種の社会主义的 idealist であった。

注5)高見優著「市民新党にいがたの挑戦～私たちの政策と新しい社会への展望」(白順社、1996年)

注6)セルジュ・ラトゥーシュ著「経済成長なき社会発展は可能か？<脱成長>と<ポスト開発>の経済学」(作品社、2010年)

<プロフィール> たかみ まさる

1947年、京都市生まれ。公害事件の研究と被害者支援のため、学生時代に新潟に移住。労働・政治・社会等さまざまな運動現場を体験。新潟高齢協設立発起人として奔走し、ささえあい生協設立以来、現在まで専務理事。

【所在地】

ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
〒950-2026 新潟県新潟市西区小針南台3-16
TEL : 025-378-6181、FAX : 025-230-6680
<http://homepage3.nifty.com/sasaeai/>



●今月の表紙(蒸栗色 むしくりいろ)

「協同集会2010 in 松山」では商店街から地域の課題を再考。午前中は実際に自分たちの商店街を商店主の方々の案内で見て回り、普段見過ごしていたまちの変化や課題を発見する場となりました。午後はシンポジウム「松山市まちづくりシンポジウム」を開催し、参加者それぞれが自分たちの「まちづくり」について考える集いとなりました。
(2010年9月15日、松山市、大街道商店街にて)

所報 協同の発見 10月号(通巻219号)

2010年10月15日(毎月1回15日発行)

編集・発行／協同総合研究所 代表／島田圭一郎

〒171-0014 東京都豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6F

Tel 03(6907)8033 Fax 03(6907)8034

Email kyodoken@jicr.org URL <http://jicr.org/>

郵便振替口座 東京00140-7-552949

定価 1,000円(本体 952円)